

本町霞台町内会会則

第1章 総則

第1条 (名称と事務所)

本会は本町霞台町内会と称し、事務所を会長宅に置く

第2条 (目的)

本町霞台町内会(以下「会」という)は町内会員の(以下「会員」という)の共通の利益と権利を守り、生活環境の改善、向上ならびに会員相互の親睦を図ることを目的とする

第3条 (会員の権利・義務)

会員は会の活動において、すべて平等の権利を有し前条の目的達成に協力する義務を負う

第4条 (事業)

第2条の目的に沿い、当会において以下の事業活動を行う

1. 施設及び環境の整備改善
2. 会員相互の親睦及び文化の向上
3. 厚生活動
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 組織

第5条 (会員)

会員は当町内会に居住し、本会の主旨及び規約に賛成する一世帯を一員とする

第6条 (役員)

本会に次の役員をおく

- | | |
|---------|----|
| 1.会長 | 1名 |
| 2.副会長 | 2名 |
| 3.総務 | 1名 |
| 4.環境厚生部 | 2名 |
| 5.会計 | 1名 |
| 6.会計監査 | 1名 |

第7条 (役員を選出・任期)

役員は総会において会員の中より選出する。

2. 役員任期は2年とする 但し、再任は妨げない。

第8条 (役員欠員補充)

任期中に役員欠員が生じた場合は、後任役員を選出することができることとする なお、後任役員任期は前任者の残任期間とする。

第9条 (顧問)

本会に顧問をおくことができる

2. 顧問は役員会の審議を経て、会長がこれを委嘱する

3. 顧問は必要に応じて役員会に出席し、意見を述べる事ができる。

第3章 機関

第10条 (機関の種類)

本会に次の機関をおく

1. 総会
2. 役員会

第11条 (総会の成立・議長の選任・議決の方法)

総会は総会に出席した会員を持って構成する。

2. 総会の議長は会員の中からその都度選出する。

3. 議事は出席者の過半数で決める。なお、可否同数の時は議長が決める。

第12条 (総会)

総会は会の最高の議決機関であって、全会員で構成する総会は毎年一回4月に会長が招集する。

第13条 (臨時総会)

次の場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。

1. 役員会が必要と認めた時
2. 全会員の3分の1以上のものが要求した時

第14条 (総会付議事項)

総会に付議する事項は次のとおりである。

1. 会則の制定または改正
2. 役員選出
3. 収支決算及び事業報告

4. 収支予算及び事業計画
5. その他前各項に準ずる重要事項

第15条 (役員会)

役員会は会の執行機関として原則として月1回以上、また役員の3分の1以上の者が要求した際に開催しなければならない。

2. 役員会は役員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決める。

3. 役員会は次の事項を審議し執行する。

- 一. 総会決定事項の執行
- 二. 運営に必要な細則の決定
- 三. その他会活動発展のための会務の執行

第16条 (自主防災会)

本会に「自主防災会」を置き、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努める。

第4章 会計

第17条 (収入及び会費)

会の経費は会費・寄付金その他の収入をもってまかなう。

2. 会費は月額300円1口以上とし毎月徴収する。なお、いったん納入した会費は原則として返却しない。

第18条 (予算及び決算)

予算は役員会が起案し、総会の承認をうけなければならない。

決算は役員会が報告書を作成し監査をうけたのち、総会の承認をうけなければならない。

第19条 (会計年度)

会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

第5章 表彰

第20条 本会に功績あるものについては、役員会の議を経て表彰する。

第6章 組織編成地域

第21条 本会の組織編成地域は本町2丁目周辺地域とする。

付則

(施行月日)

この会則は平成元年4月23日から施行する。

昭和 62.4.19 改正

平成 1.4.23 改正

平成 30.4.22 一部改正

本町霞台町内会慶弔規程

1. 次の場合、会員に慶弔金を贈る。
 - 一. 会員の米寿
 - 二. 会員の死亡

2. 慶弔金の額は役員会において定める。